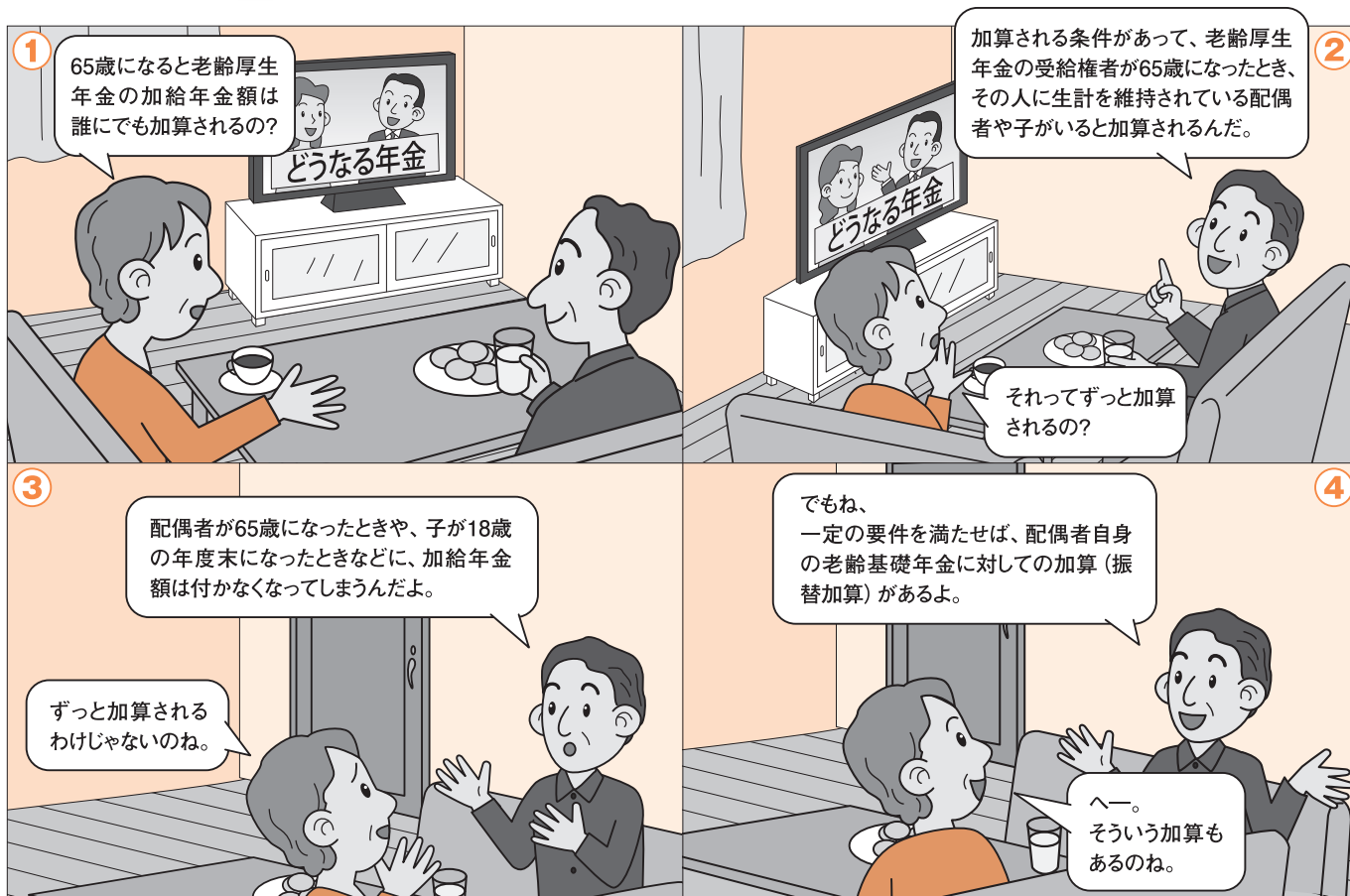




# 配偶者に関わる年金 〈加給年金額と振替加算〉



老齢厚生年金の受給権者に一定の扶養家族がいるときは、加給年金額が加算されます。

また、加給年金額の対象となっている配偶者が65歳になると、加給年金額は支給されなくなりますが、一定の要件を満たす場合は、配偶者自身の老齢基礎年金に振替加算があります。

## 加給年金額

次の(A)または(B)に該当し、かつ①②を満たしている場合は、加給年金額が加算されます。

右記の  
いずれかに  
該当

- (A) 本来支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達したとき
- (B) 特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢に達したとき

右記の  
両方に  
該当

- ① 厚生年金の被保険者期間が合計20年以上あること
- ② 受給権取得時に生計を維持<sup>(注1)</sup>している次のいずれかの者がいること
  - 65歳未満の配偶者<sup>(注2)</sup>
  - 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子
  - 20歳未満で障害等級1、2級に該当する子

(注1) 老齢厚生年金の受給権者と生計を共にしている配偶者や子のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得で655万5千円)未満と認められる方等です。

(注2) 届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同等の事情にある方を含みます。

※障害厚生年金の受給権者に対しても、加給年金額の加算があります。

要件を満たした配偶者がいる場合の加給年金額のイメージ

特別支給の  
老齢厚生年金

本来支給の  
老齢厚生年金  
老齢基礎年金

加給年金額

組合員が65歳

配偶者が65歳

## 加給年金額が停止となる場合

加給年金額対象者である配偶者が、加入期間が20年以上である老齢厚生年金、あるいは退職共済年金または障害を給付事由とする年金（障害厚生年金・障害共済年金・障害基礎年金等）を受給している間は、支給が停止されます。

## 加給年金額が失権となる場合

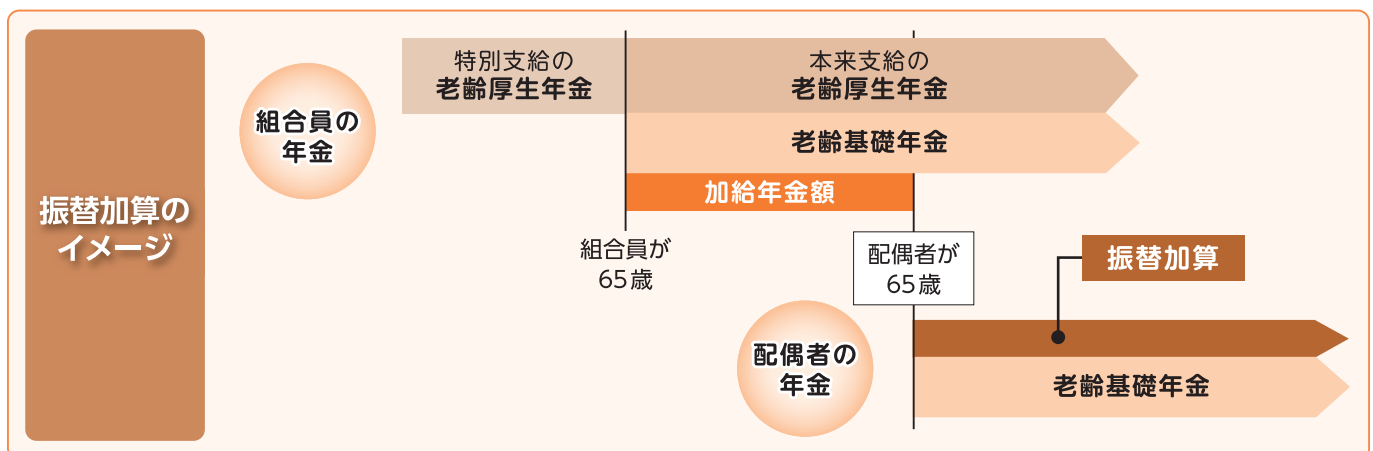
加給年金額の対象となっている配偶者または子が下記に該当したときは、加給年金額が失権となります。

- ① 死亡したとき
- ② 老齢厚生年金の受給権者によって生計を維持されている状態ではなくなったとき
- ③ 配偶者が離婚したとき
- ④ 配偶者が65歳に達したとき
- ⑤ 子が養子縁組によって受給権者の配偶者以外の方の養子になったとき
- ⑥ 養子縁組による子と離縁したとき
- ⑦ 子が婚姻したとき
- ⑧ 子（障害等級の1級または2級に該当する程度の障害の状態にある子を除く）が、18歳に達した日以後最初の3月31日が終了したとき
- ⑨ 障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く）について、その状態になくなったとき
- ⑩ 障害等級の1級または2級に該当する状態にある子が20歳に達したとき

## 配偶者の振替加算

加給年金額の対象となっている配偶者が65歳になり、配偶者自身の老齢基礎年金の受給権が発生すると、加給年金額は支給されなくなります。このとき、その配偶者の老齢基礎年金に生年月日に応じた加算（振替加算）が行われます。

なお、昭和41年4月2日以降に生まれた方には、振替加算は行われません。



配偶者が被保険者よりも先に65歳になるため加給年金額が加算されない場合でも、申し出により振替加算を加算できる場合がありますので、該当する可能性がある場合や、加給年金額が加算されていたのに配偶者の老齢基礎年金に振替加算が加算されていない場合などは、お近くの年金事務所にご相談ください。